―　日田市水道条例（給水関係抜粋）　―

※上水道の使用に関すること

（給水の原則）

第11条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

３　第１項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第12条　水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（同居人等の行為に対する責任）

第14条　給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業員等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

（水道メーターの設置）

第16条　給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（メーターの貸与）

第17条　メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

２　前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

３　保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第18条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(１)　水道の使用を中止するとき。

(２)　給水管の口径又は給水装置の用途を変更するとき。

２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(１)　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(２)　給水装置の所有者に変更があったとき。

（水道使用者等の管理上の責任）

第20条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

２　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

３　第１項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（料金の支払義務）

第22条　水道料金（以下「料金」という。）は、給水装置使用者から徴収する。

（料金）

第23条　料金の額は、１か月につき別表に定める区分により算定する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

（料金の算定）

第24条　料金は、毎月定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

（使用水量の認定）

第25条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(１)　メーターに異状があったとき。

(２)　使用水量が不明のとき。

（特別な場合における料金の算定）

第27条　月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

(１)　使用水量が基本水量の２分の１以下のときは、基本料金の２分の１

(２)　使用水量が基本水量の２分の１を超えるときは、１月として算定した金額

（料金の徴収方法）

第30条　料金は、納入通知書又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

（手数料）

第32条　手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(３)　開閉栓手数料　１件につき300円

(５)　料金等に関する各種証明手数料　１件につき300円

（給水装置の検査等及び費用負担）

第34条　管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

２　前項に要する費用は、措置させられた者の負担とする。

（給水の停止）

第36条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

(１)　水道の使用者が、第23条の料金又は第32条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(２)　水道の使用者が、正当の理由がなくて第24条の使用水量の計量、第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(３)　給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

（給水装置の切り離し）

第37条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(１)　給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(２)　給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（委任）

第42条　この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

別表（第23条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 口径（ミリメートル） | 基本水量（立方メートル） | 基本料金（円） | 従量料金（円） |
| 口径別 | 13 | ８ | 1,090 | ８立方メートルを超え20立方メートルまで１立方メートルにつき　173 |
| 20 | 1,300 |
| 25 | 3,140 |
| 30 | 6,010 | 20立方メートルを超える部分  １立方メートルにつき　229 |
| 40 | 8,870 |
| 50 | 24,690 |  |
| 65 | 26,700 |
| 75 | 28,040 |  |
| 100 | 31,380 |
| 湯屋用 | | 100 | 8,670 | 100立方メートルを超える部分 |
| １立方メートルにつき　103 |

備考　「湯屋用」とは、大分県公衆浴場法施行条例（昭和47年大分県条例第16号）第２条第１号に規定する一般公衆浴場の用に供するものをいう。